

九州大学動物実験委員会規程

平成16年度九大規程第195号
施行：平成17年4月1日
最終改正：令和3年11月17日
(令和3年度九大規程第90号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学教育研究評議会規則（平成16年度九大規則第6号）第7条第2項の規定に基づき、動物実験委員会（以下「委員会」という。）の具体的な任務、組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、総長の諮問を受け、次に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 実験動物の飼養保管並びに動物実験の立案、実施等に係る審査、指導及び助言に関すること。
- (2) 実験動物の飼養保管及び九州大学動物実験規則（平成26年度九大規則第129号。以下「規則」という。）第2条第6号に規定する動物実験計画が、動物実験等に関する法令、飼養保管基準、基本指針及び規則に適合していることの審査に関すること。
- (3) 実験動物の飼養保管及び動物実験に係る安全確保に関すること。
- (4) 実験動物の飼養保管及び動物実験に係る教育訓練及び健康管理に関すること。
- (5) 実験動物の飼養保管及び動物実験に係る事故発生の際の必要な措置と事後の改善策に関すること。
- (6) 動物実験の実施に係る自己点検・評価、外部の専門家による検証及び情報公開に関すること。
- (7) その他実験動物の飼養保管及び動物実験に関すること。

2 委員会は、必要に応じて安全管理に注意を要する動物実験に関連する委員会等と相互に必要な情報の提供等を行うよう努めなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、その役割を十分に果たすため、次に掲げる者により構成する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
- (3) その他学識経験を有する者

2 総長は、前項の規定に基づき、次に掲げる者を委員として任命する。

- (1) 医学研究院長
- (2) 医学研究院附属ヒト疾患モデル研究センター動物実験施設の教員のうちから選ばれた者
1人
- (3) 次条第1項に規定する部局動物実験委員会を置く部局（同条第3項に基づき二以上の部局にまたがって設置される場合はいずれか一の部局）の教授及び准教授のうちから選ばれた者
各1人
- (4) 人文科学研究院、比較社会文化研究院及び法学研究院の教授及び准教授のうちから選ばれた者
各1人
- (5) 九州大学動物実験規則（平成17年度九大規則第14号。以下「規則」という。）第6条に規定する動物実験主任者
- (6) その他動物実験委員会が必要と認めた者

3 前項第3号、第4号及び第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

5 委員会に委員長を置き、医学研究院長をもって充てる。

6 委員長は、委員会を主宰する。

- 7 委員会に副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
(部局動物実験委員会)

第4条 委員会に、部局における適正な実験動物の飼養保管並びに動物実験の立案、実施等に係る指導、助言及び自己点検・評価を行わせるため、部局動物実験委員会（以下「部局委員会」という。）を置く。

- 2 部局委員会は、実験動物の飼養保管及び動物実験の実施等を行う部局ごとに置くものとし、その組織等必要な事項については、当該部局が別に定める。ただし、規則第9条に規定する部局動物実験主任者を委員に含めなければならない。
- 3 前項本文の規定にかかわらず、部局委員会は、実験動物の飼養保管又は動物実験等を行う二以上の部局にまたがって設置することができることとし、その組織等必要な事項については、当該二以上の部局が協議の上、別に定める。
- 4 部局委員会は、当該部局の動物実験責任者が申請した実験計画について、動物実験等に関する法令及び本学の諸規則等との適合性に関する事前審査を行うものとする。ただし、委員は、自ら動物実験責任者となる計画の審査には加わらないものとする。

(議事)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(専門部会等)

第7条 委員会に、特定の事項を調査・検討させるため、必要に応じて専門部会等を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、総務部環境安全管理課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に九州大学安全衛生・環境保全委員会規則（平成16年度九大規則第25号。以下「旧規則」という。）の規定に基づき、動物実験委員会の委員に任命されている者は、この規程の相当規定に基づき任命されたものとみなし、任期の定めのある委員の任期については、旧規則による当該委員会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

附 則（平成18年度規程第49号）

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規程第84号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規程第42号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第7号）

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第25号）

この規程は、平成20年7月18日から施行する。

附 則 (平成20年度九大規程第42号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年度九大規程第64号)

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年度九大規程第121号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第28号)

この規程は、平成24年10月10日から施行し、平成24年9月1日から適用する。

附 則 (平成24年度九大規程第56号)

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年度九大規程第85号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第109号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第24号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年度九大規程第113号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第18号)

この規程は、平成28年8月30日から施行する。

附 則 (平成28年度九大規程第95号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第90号)

この規程は、令和3年11月17日から施行する。